

2019年度 北京大学短期協定留学募集要項 北京大学(中華人民共和国)

〔募集説明会〕

2019年 4月12日(金) 12:20～13:00 @1-212

応募期間 : 2019年 4月24日(水) ～ 5月10日(金)

旅行期間 : 2019年 8月4日(日) ～ 9月1日(日)



悠久の歴史を有する
中国の首都 北京
を満喫してください。



この度、皆様に「北京大学短期協定留学」のご案内を申し上げるにあたり、代表者として 成蹊学園 国際教育センター と協議の上、次頁の通り研修企画を立案致しました。

受注型企画旅行契約(団体・グループ契約)は本パンフレットに記載した条件により、団体の構成員の当該契約に関する一切の権限を有しているお客様の代表者を契約責任者として締結する旅行契約で、今後の旅行のやりとりや取引についても当社と代表者の間で行うことになります(詳細は「受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面」参照。なお本書面に記載のない事項については当社旅行業約款(受注型企画旅行契約)によります)。次頁の日程・条件等をご検討の上、ご参加の場合、国際教育センターに必要書類を期日までにご提出ください。

旅行企画・実施／(株)毎日エデュケーション

企画・申込／成蹊学園 国際教育センター

北京大学とは？

北京大学は、北京市西北部の文教地区である海淀区に位置し、1898 年創立です。もとの名称を京師大学堂といい、1912 年に北京大学に改名し、2000 年に北京医科大学と合併して、また一段と規模の大きな大学となりました。人文学部、社会科学学部、経済与管理学部、理学部、情報工学学部、医学部の 6 つの学部並びに修士・博士の各コースが揃っており、2012 年 12 月の時点での在学生総数は実に 3 万 5 千人を超えています。また多くの研究所なども集まったアカデミックな大学です。留学生の受け入れも活発に行っており、現在 80 カ国から長期・短期合わせて 7000 余名もの留学生が本学にて学んでいます。北京大学は中国最高レベルの高等学府であり、様々な分野における多くの優秀な人材を多く輩出しています。積極的に国際交流と国際協力を展開し、これまでに 50 近くの国と地域にある 200 余りの大学と交流関係を結び、本学の教師を数多く外国に派遣して研究や研修及び講義を行うと同時に、多くの外国人専門家を招き、本学にて研究・研修と講義のチャンスを与えています。近年は改革・開放政策の実施に伴い、本学で学ぶことを希望する留学生も増加の傾向にあります。本学はより多くの留学生の要望に応えるため、新たに漢言語文学・歴史文化・哲学及び伝統文化・国際関係などの分野において外国人短期研修クラスを設けています。

広大な敷地を有するキャンパスは燕園と呼ばれ、緑に囲まれた伝統的な建築様式と近代的な建物が調和しながら混在しています。“未名湖”と呼ばれる湖は美しい景色として知られ、学生達の憩いの場となっています。大学周辺には、清朝の離宮であった頤和園や圓明園（大学の一部は圓明園の一部でした）、清華大学があります。また、地下鉄 4 号線「北京大学東門駅」から市内に行くことができます。

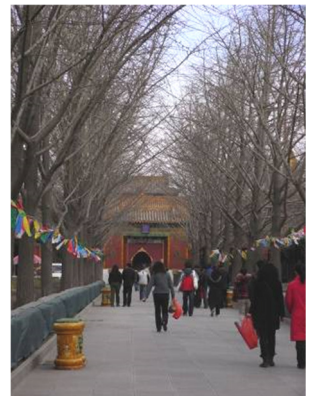
プログラムの概要

成蹊大学は、北京大学への留学プログラムを 1994 年に開始し、日本国内の大学の中でも早い時期から北京大学へ学生を派遣しています。本プログラムは北京大学国際合作部提供の語学研修プログラムに参加し、主に「中国語研修」を通じて、中国語の語学力の向上、中華人民共和国の歴史や文化への理解を深めることを目的としています。

午前中は語学力に応じたクラス（15 名前後）に分かれ、中国語の授業を受講します。午後や週末は万里の長城・盧溝橋及び抗日戦争記念館などの参観、雑技・京劇の鑑賞、北京大学教授による文化講座を取り入れるなどプログラム内容に工夫がされています。また、留学生交歓会や少人数の中国語会話のための補習時間が確保されているため、同世代の学生との交流をはかることも可能です。また、オプションにより内モンゴルツアーも企画されています。

宿泊は、学外の北京資源燕園賓館を利用します。北京大学の西南門から徒歩約 30 秒の場所に位置するホテルなので通学、生活にとっても便利です。付近には、両替の出来る銀行や学内のスーパーマーケット、学生食堂等があります。食事は、ホテル近くのレストラン街や学内の学生食堂、コーヒーショップ、中国料理のレストランが幾つかあり利用できます。

この機会に、悠久の歴史を持つ中国を実感してください。



北京大学キャンパス内 未名湖



北京大学 図書館

参加者の声

- ・10 日くらいで耳が慣れ、語彙力のかかなりの増加が実感できました。また、同じくらいのレベルの人たちと一緒に授業を受けるので、自分にあった進度で無理なく勉強することができたと思います。
- ・チューターと一緒に行動する際にファッションや流行語等を教えてもらいながら、中国語会話を楽しみました。
- ・中国語を習う上で一番難しく思うのは発音ですが、この短期留学を通してだいぶ改善されました。
- ・盧溝橋や故宮など北京にある文化遺産を回ることができたので非常に良かった。万里の長城からの景色を見て中国の長い歴史と雄大さを肌で感じる事ができた。

■2019 年度 北京大学短期協定留学 実施概要（受注型企画旅行）■

期 間： 2019 年 8 月 4 日(日)～ 9 月 1 日(日) [28 泊 29 日]

発着地： 羽田空港 出発／羽田空港 帰着

実施大学： 北京大学 [受入機関：国際合作部 留学生事務室（短期項目）]

研修内容： 中国語研修 4 週間 グループレッスン（次頁参照）

※北京大学が提供する「暑期四周漢語項目」に参加いただきます。

利用運送機関：《国際線》 日本航空（直行便／エコノミークラス御利用）

《日程表記載の現地空港送迎、北京市内見学》 北京大学 専用バス

利用宿泊機関： [2 人一部屋] 北京資源燕園賓館 〈学外ホテル／朝食付〉

（部屋設備：シャワー・トイレ、タオル、ドライヤー、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ベッド等）

食 事： 日程表記載の食事以外は含まれておりません。各自でご用意ください。

観 光： 日程表参照

現地サポートスタッフ： 添乗員は同行しません。現地事情に通じた日本語を話せる当社北京大学担当現地アドバイザー 1 名が、研修期間中当社の他のお客様と一緒にサポートを致します。

※開始後 7 泊は同宿します。

最少催行人員： 20 名（当社募集の北京大学コース合計人数）※催行決定の場合、成蹊大学生 1 名様より参加可能

研修費用：お一人様 436,970 円

（内訳）**旅行代金：お一人様 398,000 円** ※その他、下記費用が研修費用に含まれています。

現地空港税＝1,480 円、羽田空港税＝2,570 円、国際観光旅客税＝1,000 円

中国ビザ取得代行手数料＝6,480 円（税込） 中国査証申請サービスセンター手数料＝5,400 円（税込）

中国ビザ申請実費＝3,000 円（日本国籍の方 ※外国籍の方は別途ご案内します）

海外旅行保険（東京海上日動 セットプラン B2＝18,310 円・旅行変更費用担保特約 20 万円＝730 円）

※上記費用は、2019 年 3 月 29 日現在の運賃・料金及び上記最少催行人員で算出しています。今後、利用機関の運賃・料金が改定された場合、大幅な為替変動があった場合には、旅行代金の増減は参加者の皆様に帰属します。

※現地空港税の日本円換算額は、ご出発の 35 日前に確定させていただき、それ以降の為替変動による追加徴収、減額は致しません。また、燃油サーチャージ（5 月 31 日発券分まで 3,000 円）は、旅行代金に含まれていますが、航空券を発券する 6 月の費用は未定です。確定後、その差額を追加徴収または減額を致します。予めご了承ください。

★研修費用に含まれるもの

- 手配料
- 国際線往復航空運賃、航空保険料、燃油サーチャージ
- 日程表記載の北京大学研修関係費用
【登録費、学費（教材費・空港送迎・市内見学・留学生交歓会・文化講座含む）、宿泊費、補講】
- 現地同行アドバイザー経費の一部
- 上記記載の空港税類等
- 海外旅行保険料（B2 プラン）・旅行変更費用担保特約（20 万円）

★研修費用に含まれないものの例

- 原則として左記以外のもの。その一部を例示します。
- 日本国内の自宅と羽田空港間の交通費、荷物の運搬費、前後泊の宿泊費
 - 個人的使途の費用の全て（電話代、日程表に記載された以外の飲食費、交通費等）
 - 北京大学が実施する週末オプションツアー（内モンゴル）参加費用 2,000 円 [現地払い]
 - 一人部屋追加料金 122,000 円
 - 航空機の超過手荷物料金（発生する場合）
 - 旅券取得費（5 年用：11,000 円、10 年用：16,000 円）
 - 海外用携帯電話、WiFi ルーターレンタル料（任意）
 - 海外旅行保険金額アップの場合、保険料の追加料金、保険対象外の疾病に対する医療費及びそれに付随する費用

※その他、上記に記載のないものは「受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面」、「旅行業約款（受注型企画旅行契約）」に基づきます。

海外旅行保険のご加入が義務付けられています

上記海外旅行保険料は、東京海上日動火災保険のセットプラン B 2 です。保険内容は下記の通りです。

- A. 傷害死亡、傷害後遺障害＝各 1,000 万円
B. 治療・救援費用＝3,000 万円
C. 応急治療・救援費用＝300 万円
D. 疾病死亡＝1,000 万円 E. 賠償責任＝1 億円
F. 携行品損害＝10 万円 G. 偶然事故対応費用＝5 万円
です。保険金額のアップを希望の場合は、右記保険料となります。

（右表保険金額 A～G は上記 A～G 参照／単位：円）

タイプ		A 2	A 3	A 4	A 5	A 6
保 険 金 額	A	2,000 万	3,000 万	5,000 万	7,500 万	1 億
	B	無制限				
	C	300 万	300 万	300 万	300 万	300 万
	D	1,000 万	1,000 万	1,000 万	1,000 万	1,000 万
	E	1 億	1 億	1 億	1 億	1 億
	F	20 万	20 万	30 万	30 万	30 万
	G	5 万	5 万	5 万	5 万	5 万
保険料	21,120	21,770	23,520	25,150	26,770	

【2019 年度 北京大学短期協定留学 予定日程表】

市内見学／◇：入場観光、下線：下車観光

	月 日		都市名	午 前	午 後	夜	食 事
1	2019 年 8 月 4 日	日	羽田 発 北京 着	6:30 羽田空港 国際線旅客ターミナル 出発ロビーご集合 (当社係員が搭乗手続きのご案内をします。) 9:05 日本航空【JL-21 便】にて北京へ 【所要時間:4 時間】 12:05 北京首都国際空港到着後、当社現地アドバイザー出迎え。 専用バスにて北京大学へ。ホテルチェックイン、生活準備。			機一
2	5 日	月	北 京	14:00-14:30 クラス発表、教材配布 (出発前に中国語レベルについての自己評価アンケートをオンライン申請していただきます。) 14:40-15:10 オリエンテーション 15:15 記念撮影 (百周年記念講堂前)			朝一一
3	6 日	火	"	中国語授業 8:00-12:00 (50 分×4 コマ) 2 科目「口语」「汉语」			朝一一
4	7 日	水	"				朝一一
5	8 日	木	"		14:00-16:00 文化講座 <日本語で講義>		朝一一
6	9 日	金	"			留学生交歓会	朝一夕
7	10 日	土	"	終日：自由行動			朝一一
8	11 日	日	"	終日：自由行動			朝一一
9	12 日	月	"	中国語授業 8:00-12:00 (50 分×4 コマ) 2 科目「口语」「汉语」	◆補講 ①		朝一一
10	13 日	火	"				朝一一
11	14 日	水	"			◇雑技鑑賞	朝一一
12	15 日	木	"		◆補講 ②		朝一一
13	16 日	金	夜：北京発 朝：包頭着	■北京大学企画 OP ツアー【内モンゴル 3 泊 4 日(車中泊 1 泊)】 お一人様 2,000 元 (最少催行人員 10 名：費用は現地払い) *別紙参照 16 日夜 北京発/ 19 日夜 北京着 往復とも夜行列車利用予定 現地ホテル 1 泊、蒙古パオ 1 泊 *モンゴル族の風俗習慣の体験と草原や砂漠の美しい景色を堪能してください。 ●不参加の場合は、自由行動			朝一一
14	17 日	土					(朝昼夕)
15	18 日	日					(朝昼夕)
16	19 日	月	昼：ウランチャブ 夜：北京着				(朝昼)一
17	20 日	火	北 京	中国語授業 8:00-12:00 (50 分×4 コマ) 2 科目「口语」「汉语」			朝一一
18	21 日	水	"		◆補講 ③		朝一一
19	22 日	木	"		◇盧溝橋・抗日戦争紀念館 見学		朝一一
20	23 日	金	"				朝一一
21	24 日	土	"	◇万里の長城 見学 *昼食は各自			朝一一
22	25 日	日	"	終日：自由行動			朝一一
23	26 日	月	"	中国語授業 8:00-12:00 (50 分×4 コマ) 2 科目「口语」「汉语」	◆補講 ④		朝一一
24	27 日	火	"				朝一一
25	28 日	水	"			◇京劇鑑賞	朝一一
26	29 日	木	"				朝一一
27	30 日	金	"	修了試験・研修終了			朝一一
28	31 日	土	"	終日：自由行動			朝一一
29	9 月 1 日	日	北京 発 羽田 着	午前：自由行動 12:30 ホテル出発⇒13:30 前後 北京首都国際空港到着 (当社現地アドバイザーが空港見送りサポートをします。) 16:20 日本航空【JL-22 便】にて帰国の途へ 【所要時間:3 時間 35 分】 20:55 羽田空港到着後、解散 (時差：現地時間+1 時間)			朝一機

※上記日程は、中国側の諸事情、団体統括者の方との打ち合わせ等で変更される場合があります。最終日程表は、出発前の説明会にてご連絡します。

※略称記号：朝＝朝食、昼＝昼食、夕＝夕食、機＝機内食、－＝無し（ご自身で手配）、OP＝オプション

※上記日程表中の□枠の補講以外は、「暑期四周漢語項目」に参加されるお客様全員で行います。

□枠の補講は、毎日エデュケーションのお客様と合同です。

マイエデュ オリジナル企画 (当社お客様対象)

補 講

補講(中国語)は 2 時間/回×4 回＝8 時間。北京大学学生が担当予定。北京大学学生 1 名に対して日本側学生 2～3 名を予定しています。但し、北京大学学生のスケジュールにより日程が変更になる場合があります。現地にて日程調整を行います。必ず 4 回行っていただきます。その際の飲物代や個人的な交際費(食事、交通費等)は、自己負担となります。

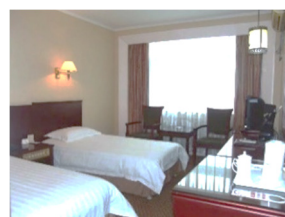


写真 (イメージ)

左：部屋

下：ホテル概観



■北京大学企画 内モンゴルオプショナルツアー■

下記ツアーは北京大学が企画するオプショナルツアーです。参加希望の方は、後日お渡しする参加申込書のオプショナルツアーの欄に✓をしてください。ツアー代金は、現地にて直接北京大学へお支払いいただきます。

内モンゴル大草原の旅【3泊4日（車中泊1泊）】

お一人様 2,000 元（約 36,000 円）

*最少催行人員 10 名

◆予定日程：変更になることがあります。

日 付	ス ケ ジ ュ ー ル
8月16日 (金)	北京→包頭（快速列車） 17:30 北京大学新太陽センター集合後、バスで北京駅へ 20:13 国営快速列車 K263 線で包頭へ 〈20:13～07:32 車内にて一泊〉
8月17日 (土)	包頭→砂漠→フフホト（バス） 07:32 包頭到着後、朝食 08:30 バスで【銀肯响砂丘】【クブチ砂漠】へ 〈移動時間約1時間半〉 10:00 砂漠観光 〈所要時間約 3 時間〉 13:00 昼食 14:00 バスでフフホトへ 〈移動時間約 3 時間〉 17:00 最大級の内モンゴル工場、【蒙亮民族有限公司工場】を訪問 〈所要時間約 2 時間〉 18:00 ホテルにチェックイン後、夕食
8月18日 (日)	フフホト→輝騰锡勒草原（バス） 07:30 朝食 09:00 【内モンゴル博物館】を見学 〈所要時間約 2 時間〉 11:30 昼食 13:00 バスで【輝騰锡勒草原】へ 〈移動時間約 2 時間〉 15:00 草原到着後、下馬酒を受ける歓迎儀礼に参加 その後草原を観覧、有料で乗馬も可能 18:00 モンゴル競技の代表格ともいえる競馬と格闘技を鑑賞 19:00 祝宴会にて羊の丸焼きをはじめとするモンゴル文化最高級の夕食を堪能 21:00 草原の満点の夜空の下でキャンプファイヤーや演劇鑑賞でモンゴル文化を体感
8月19日 (月)	草原→ウランチャブ（バス）→北京（快速列車） 05:00頃 草原の日の出を見ることができる 07:00 朝食後、草原にて自由行動 09:30 バスでウランチャブ市へ 〈移動時間約 1 時間半〉 11:30 昼食 13:27 国営快速列車 K618 線で北京へ 〈13:37～19:35〉 19:35 北京到着 素敵な旅を！

（注意）内モンゴルは、日中夜の気温の変動が激しいので体温調節のために長袖のコートとズボンをご準備ください。また、草地や砂漠では紫外線が強いので、サングラスや帽子を持参するとよいでしょう。バスでの移動が多くなります。必要であれば酔い止め薬や首枕を持参してください。

写 真（イメージ）



- 1.北京大学が現地の旅行会社に委託して実施するものであり、当社の旅行条件は適用されません。
- 2.参加を取り消すときに取消料が必要な場合があります。現地にてご確認ください。
- 3.ホテルでの宿泊を伴う場合は、2人部屋に2人ずつを基準にしています。

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

前掲の企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）（旅行業法第12条の5による契約書面）

1. 受注型企画旅行契約

「2019年度 北京大学短期協定留学」は、(株)毎日エデュケーション(東京都知事登録旅行業第3-6134号、以下「当社」という)が請け負う「受注型企画旅行契約」になります。「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、お客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

- 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出して頂きます。ただし、今回は申込金免除とし、申込書の提出にて契約成立とします。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3. 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
- 当社の業務上の都合があるとき。
 - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4. 契約の成立時期

- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金30,000円を受領した時に成立しますが、今回は申込金免除とし、申込書の提出にて契約成立とします。
- 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. 契約書面の交付

- 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面は、当パンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあった場合は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときには、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

- お客様から取消料をいただく場合

①お客様は、下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日(取消日)	取消料(お一人様)
6月14日(金)～7月4日(木)	7,500円(北京大学登録費)
7月5日(金)～8月1日(木)	旅行代金×20%
8月2日(金)～8月4日(日)	旅行代金×50%
8月4日(日)の無連絡不参加、又は旅行開始後の解除	旅行代金×100%+空港税

②当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。

(注意) 取消しの時点で、既に中国ビザの申請手続きが終了しているときは、中国ビザ取得代行手数料、中国査証申請サービスセンター手数料、中国ビザ申請実費を申し受けず。

- お客様から取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が旅程保証の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。
- 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
- 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違料料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10. 当社の責任

- 当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別紙特別補償規程により、
・死亡補償金 海外旅行2500万円、国内旅行1500万円
・後遺障害補償金 上記死亡補償金額を上限

- ・入院見舞金 入院日数により海外旅行 4～40 万円、国内旅行 2～20 万円
 - ・通院見舞金 通院日数により海外旅行 2～10 万円、国内旅行 1～5 万円
- 携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度(ただし、1 個又は 1 対についての補償限度は、10 万円です。)として払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とは致しません。

12. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の各室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0	2.0
(注 1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。 (注 2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。 (注 3)第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。 (注 4)第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		

13. お客様の責任

- ① お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- ② お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. お客様が出発までに実施する事項

- ① 旅券・査証について
 - 旅券(パスポート)・査証:

この研修は、15 日間以上となるため中国査証の取得が必要です。中国査証取得にあたり日本国籍の方のパスポート残存有効期間は、2020 年 3 月 10 日以降まで必要です。外国籍の方はお問い合わせください。

- 現在お持ちの旅券が今回の研修に有効かどうかの確認、旅券取得はおお客様の責任で行ってください。中国査証取得代行については、代行手数料をいただいております。

- ② 予防接種:この研修では、予防接種証明書は義務付けられておりません。

15. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

16. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

17. 渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

外務省「海外安全情報」が「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の催行を中止します。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行できる場合は、契約責任者と相談のうえ決定いたします。催行決定後、お客様が旅行を取りやめられた場合、当社は所定の取消料をいただきます。

18. お買い物について

買い物は、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートを受け取りなどを必ず行ってください。

免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

19. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

20. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金に含まれています。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

21. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、留学・旅行申込みの際に提出された参加申込書に記載された個人情報(過去に取得したものを含みます)について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みいただいた留学・旅行の入学手続き及び運送・宿泊機関等の提供するサービス手配、それらサービスを受けるための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 外部委託について

当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報を預託することがあります。また、当該預託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 個人情報に関する本人の権利

お申込み時に提供された個人情報に関する権利(開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権)は、ご本人からの要請であることを確認し、遅滞なく行います。
- (4) 個人情報に関する相談、苦情、開示請求

㈱毎日エデュケーション
個人情報保護管理者: 海外留学サポートセンター・マネージャー
TEL: 03-6267-4188 FAX: 03-3215-8293
E-mail: overseas@myedu.co.jp

22. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

●オプショナルツアー(内モンゴル)

北京大学が現地の旅行会社委託して実施するものであり、当社の旅行条件は適用されません。参加希望の方は、参加申込書のオプショナルツアーの欄に✓をしてください。ツアー代金は、現地にて北京大学に直接お支払いいただきます。参加者が規定の人数に達しない場合は、催行中止となる場合があります。

2019年度 北京大学夏期短期留学プログラム参加申し込み方法

1. 出願受付

期間 4月24日(水)～5月10日(金)
時間 平日 9:00～17:00 (11:30～12:30除く)
土 9:00～12:00
場所 国際教育センター国際課(1号館2階)

2. 最少催行人員

20名(毎日エデュケーション募集の北京大学コース合計人数) *催行決定の場合、成蹊大学生1名様より参加可能

3. 出願資格

次の条件を満たす者

- ① 学部および大学院の正規生 *注意:北京大学の規程により中国・台湾国籍の方は参加できません。
- ② 学習意欲があり、短期留学派遣生として適切な行動がとれる者
- ③ 心身ともに健康な者 *持病や健康上の不安がある者は、かかりつけの医師等に事前に相談しておくこと。
- ④ 下記「9. 事前・事後指導」(2)のレポートを提出し、(1)のすべてに出席可能な者
*やむをえない事情で欠席する場合は事前に届け出ること

4. 出願書類

- ① 「夏期短期協定留学 願書および誓約書」
- ② 成績証明書(2年生以上)
- ③ 中国語検定、HSK等の試験結果のコピー(有する者のみ)
- ④ 大学保健室のHPで閲覧できる健診結果(今年度4月以降に受診したものを印刷したもの(A4版))
- ⑤ 誓約書

5. 選考

出願書類を総合的に判断の上、選考を行ない、派遣候補者を決定

6. 結果発表

5月23日(木) 国際教育センター掲示板(本館北側)に発表

7. 支援体制

北京大学スタッフによる全体的な指導および、成蹊大学、(株)毎日エデュケーションとの連絡体制により実施される。

8. 単位認定

プログラム終了時に行なわれる試験等において一定の成績を修めた者についてのみ、各学部教授会が適当と認める授業科目および単位に読み替えて認定される。

9. 事前・事後指導

(1) オリエンテーション及び事前学習を下記の日程で行なう。

第1回 5月27日(月) 12:20～13:00(昼休み) @1-212

第2回 7月6日(土) 10:00～11:30 @1-304、12:30～14:00 @3-101

(2) フィードバックのためのレポートを帰国後提出すること。(A4・2枚程度)

■申し込みおよび参加費用の支払い:

参加申込書: 短期留学が承認された方は、毎日エデュケーションの参加申込書をお渡しします。必要事項をご記入の上、5月27日(月)までに国際教育センター国際課へご提出ください。なお、申込金は不要です。パスポートをお持ちの方は、パスポートコピーも一緒にご提出ください。

参加費用のお支払い: 出発の約1ヵ月前に毎日エデュケーションより請求書をご送付致します。

金額をご確認うえ、7月19日(金)迄に最寄りの銀行よりお振込み下さい。

旅行企画・実施及びお申し込み先

(株)毎日エデュケーション

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 1F

担当: 鳥居 透(トリ トル)、郡山 良子(コリヤマ リョウコ)、山本珠紀(ヤマモト タキ)

フリーコール: 0120-655153 (営業時間 平日 9:30～18:00)

TEL: 03-6267-4188

FAX: 03-3215-8293 (24時間受付)

E-mail: kenshu@myedu.co.jp URL: <http://ryugaku.myedu.jp>

東京都知事登録旅行業第3-6134号/一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者: 鳥居 透

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

問い合わせ先

成蹊学園 国際教育センター
国際課

TEL: 0422-37-3536

FAX: 0422-37-3865

E-mail: siis@jim.seikei.ac.jp

URL:

<https://www.seikei.ac.jp/gakuen/siis/>